

発議第 3 号

松阪市議会基本条例の一部改正について

松阪市議会基本条例（平成 24 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 20 日 提出

松阪市議会議員	久	松	倫	生
	坂	口	秀	夫
	谷	口		聖
	楠	谷	さ	ゆり
	西	口	真	理
	沖		和	哉
	植	松	泰	之
	西	村	友	志

松阪市議会基本条例の一部を改正する条例

松阪市議会基本条例（平成 24 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（開かれた議会への環境整備）

第 4 条の 2 市議会は、市民の多様性を尊重し、開かれた議会への環境整備に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。